



今回の環境省設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件でございますが、トップバッターでありますので、まず法案の概略を確認する質問から入りたいと思います。

本法案は、廃棄物の不法投棄対策あるいは地球温暖化対策、さらには外来生物対策など、国として地域に軸足を置いた環境施策の展開が求められる中で、地域の実情に応じた機動的で細やかな施策を実施するために、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合し、環境省に地方支分部局として地方環境事務所を設置し、環境大臣の権限を定める二十二の個別法について、当該権限を地方環境事務所の長に委任するための規定を追加するものであります。

私なりに理解をしますと、戦後の環境行政の一連の流れについて少しおうまで環境行政の発足は、昭和三十年代のいわゆる公害対策、公害対処から始まつたと思ひますけれども、昭和四十六年に、環境行政の一元化を目指して総理府の外局として環境庁が設置されました。しかし、実質は、通産省や厚生省あるいは農水省等の各省庁の所管であったと思いますが、それが、平成十三年一月に、中央省庁の再編の中で環境省として発足いたしました。調整機能が強化されたわけでありますけれども、所掌事務が拡大、つまり、通産、厚生、農水、その一元化が図られたわけでありますけれども、その他、環境省と他の省庁との共管事項が拡大いたしました。そして、平成十三年に地方環境対策調査官事務所が設立をされました。環境行政の重要性が増す中で、当初は地方に手足を持たなかつた環境省が、時代の要請の中で次第に地方に足がかりを持つようになつた、こんな理解をするわけであります、環境行政の歩みと、地方環境事務所の設置に至りますまでの今日までの経過について簡単に御確認させていただきたい

と思います。

○西尾政府参考人 お答え申し上げます。

環境庁の発足は昭和四十六年の七月一日でございまして、当初、全国六カ所に置かれていましたが、国立公園管理事務所が当時の厚生省から移管されまして、環境庁の地方組織として国立公園の現地

管轄に当たりました。その後は、着実にこの公園の体制の充実を図つてまいりまして、昭和六十二年には釧路湿原に事務所が設置され、現在の十二ヵ所という姿がそろつたわけでございます。

それから、平成六年には、国立公園だけではなくて、野生生物の保護の仕事を追加いたしまして、国立公園・野生生物事務所に名称を変更し、十二年には現行の自然保護事務所、こういうことにいたしました。

それから、自然環境以外の分野は、昭和四十九年の七月に、地方での環境情報の収集整理等を行なうということで環境調査官が設けられました。これは、当時の行政管理庁の管区行政監察局に配置されていましたので、環境庁長官の指揮のもと業務に当たるわけでございますが、自前の組織かといふことでいえば、そういう形にはなつていませんでした。そういうことでござりますので、環境省設置後、平成十三年、それを環境省に移管して、地方環境対策調査官事務所といふことで全国九カ所に設置して現在に至っています。

このように、環境省が発足いたしまして、地域における実施力ということが求められてまいりました。近年の環境行政、各地の廃棄物の不法投棄問題、地球温暖化への国民的取り組みなど、地域の実情に応じた施策が重要ということでございまして、法律に基づく環境大臣の権限を委任できる方組織が必要条件、こういうことになつてきました。そういうふうに考えております。

それで、現行の二つの組織は、ともに本省の課題を抱えているわけでございます。これにつきましては、今後は、地方環境事務所とこの自然保護事務所と地方環境事務所を統合いたしまして、新たに地方支分部局と

して地方環境事務所を設置しようというふうに考えるに至つたわけでございます。

これにつきましては、昨年八月末、十七年度機構要求として、総務省に対し地方支分部局の設置を要求し、機構定員の査定の中で認められたものでございますが、この間、小池大臣を先頭に再三折衝していただきました。昨年末、小池大臣みずから麻生大臣と折衝されまして機構定員の査定をいたいたところでございまして、それに基づいて、今般、設置法の改正等を提案させていただいている次第でございます。

○鈴木(淳)委員 ありがとうございます。それは次に、地方環境事務所の設置によって、環境省の地方での施策が具体的にどう変わるかについてお尋ねをいたします。

従来は、地方環境対策調査官事務所、今お話しのとおり、九地区百七名、自然保護事務所が十一地区二百三十四名でありますけれども、これが地区二百三十四名でありますけれども、これが地方環境事務所として、地方支分部局として統合されます。そして、環境大臣の権限が委譲されるわけでありますけれども、地方環境事務所の設置によって、廃棄物対策あるいは地球温暖化対策あるいは自然環境対策等の各分野で、どのような改善が見込めるものかについてお尋ねをいたします。

○西尾政府参考人 地方環境事務所の設置によりまして環境行政の各分野でどのように変化していくか、こういうことでござります。

これまで、廃棄物対策、地球温暖化対策につきましては、地方環境対策調査官事務所におきましては、地方環境対策調査官事務所におきましても、法規権限を委任いたしますことによりまして、それが所長が責任を持ってその事務を実施していただきます。これは、支分部局ということになりますと、法規の審査とか指導、巡視等の事務を実際に現場で実施はしておりますけれども、法律上の組織ということではありませんので、法律上の権限を委任することはできないという形になつております。

○鈴木(淳)委員 ありがとうございます。それでは次に、地方分権の推進並びに行革の観点から、これは念のための確認であります、この地方環境事務所の設置というものは、国と地方自治体との間の権限配分ではないということか

検査等を法律によつて委任することができます。そういうことになりますれば、不法投棄の未然防止あるいは拡大防止に向けて、そういう権限を背景にして調査も行う、いよいよのときは権限に基づいて立ち入り等を行う、そういうことができますので。また、自治体とも、そういう強い権限に基づきまして、緊密な連携のもとで取り組んでいくことができるというふうに思つております。

地球温暖化対策につきましては、京都議定書の発効を踏まえまして、地域に密着した国民運動を盛り上げていく、こういうことは必要でございます。そのためには、石油特別会計の予算も活用しながら、自治体や関係省の地方支分部局とも連携して、あるいは地域のNPOともいろいろ連携をおこなつて、普及啓発、広報活動ということも推進していくかぎりませんが、それぞれ地域におきまして独自・継続的にそういう活動を展開できると思っております。

自然環境対策の分野では、現在の自然保護事務所におきましても、国立公園内の各種行為の許可申請の審査とか指導、巡視等の事務を実際に現場で実施はしておりますけれども、法律上の組織ということではありませんので、法律上の権限を委任することはできないという形になつております。これは、支分部局ということになりますと、法規の審査とか指導、巡視等の事務を実際に現場で実施はしておりますけれども、法律上の組織といふことではありませんので、法律上の権限を委任することはできないという形になつております。これは、支分部局といふことになりますと、法規の審査とか指導、巡視等の事務を実際に現場で実施はしておりますけれども、法律上の組織といふことではありませんので、法律上の権限を委任することはできないという形になつております。



また、それ以前に、私が問題意識を持ちますのは、これまで産廃不法投棄問題に行政が真剣に面と向き合ってきたかという問題であります。

私も地方議員をしておりましたけれども、いろいろな事例がありました。住民の方が通報してもなかなかパトロールに来ない、わかっていてもですね。あるいは、土日になると、そういう業者は不法投棄をよくやるんですが、やはり行政の休みの時間にやる。地元の方が幾ら指摘をしておもむろに来る。

もちろん、それは不作為ではないと思いますが、本当に面と向き合つてくると、そういうところがいささか弱かったのかなと。マスコミがその騒ぎになつて初めて行政が動く。それまでは、本当は気がついていながらも、なかなか正面から立ち向かわない。しかし、やはりこれはしかるべき担当部局が、法を根拠に毅然とした態度で取り組まなければならぬというふうに思うわけであります。

そこで、お尋ねであります。産業廃棄物処理法に基づく立入検査については、強制力、執行権

といふものがどこまで付与されているのでしょうか。また、立入調査権限を行使した場合に、その後の法規制の実効性はいかに担保されるのかどうかについてお尋ねをいたします。

○南川政府参考人 十五年に法改正がございました。それによりまして、國も生活環境を守る観点から直接立入検査を行うとなつたわけでござります。

ただ、これ自身は、基本的には、地方公共団体にいろいろ諸権限を行使していただくことを前提にした上で、の国としての必要な指導、あるいは場合によりましては、その指示を行うための検査といたしました。多くの自治体では、毅然とした態度で業者に対する対応を行つておるというふうに考

えております。さらに、その実効性を高めるために、警察など

との連携の強化、人材育成、また立入検査のノウハウなどの応援といったことも考えております。それから、やはり警察との連携が大事でございまして、警察からも都道府県に約百名の職員が出向をいたしておりますけれども、その中で、廃棄物部局と警察の密接な連携が行われつつある

というふうに感じております。

環境省におきましても、自治体の方でまずしっかりと対応なさるようにならぬかと考

えておりまして、例えば、去年、小池大臣の発意で、環境省にも不法投棄のホットラインを設けま

した。そういった情報が入れば、地方事務所を通じて都道府県に連絡をして一緒に見に行く、そういったこともやつておりますし、また、県と連絡をとりながら、弁護士、会計士などの専門家チーム派遣も行つておるところでございます。

そういうことでございますので、窓口になり

ます地方環境事務所を通じまして、対策のより一層の強化を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木(淳)委員 ありがとうございます。

昨年の六月に環境省がみずからまとめられた不法投棄撲滅アクションプランというものがありますが、行政における体制の整備として、当時の地

方環境対策調査官事務所の充実強化というものがうたわれおりました。環境監視活動、環境パトロールや現場での即応体制の強化、こういう話であります。しかし、問題点は既にはつきりしているんです。

発生した不法投棄事案の対処ももちろんであります。未然防止という観点がやはり一番大事なのが、こう思うわけであります。既にいろいろお話をされておりますけれども、もう一回まとめます。なぜかお願いしたいと思いますが、やはり国

が求めるのは環境行政の実効性なんですね。全国で頻発する産廃の不法投棄問題に、國も地方も毅然とした態度を示してほしい、こういうことであります。そこでやはり必要となるのは、警察権力等の強制力、執行権を運動させること。そしてもう一つは、産廃の不法投棄あるいは不適切処理に対する國の毅然とした姿勢を明確に打ち出すアナンス効果だと思います。

したがつて、今回の地方環境事務所の設立がそれが産廃の未然防止に取り組んでいくのか。

もう一度言いますが、地方との関係で、國の地

方環境事務所がどのような役割を果たしていくのか。そのあたりについて、不法投棄の未然防止と

適正処理の確保、その指導徹底の観点から、地方環境事務所を中心とした取り組み体制について、これが中心となりまして連携をするということがあげられます。これまでお答えいただければありがたいと思います。

○南川政府参考人 国、県あるいは市といったところが中心となりまして連携をするということがあげられます。これは、その地域内、狭域あるいは広域問わば必要なことだと考えております。

さらに、不法投棄につきましては、近年、県を越えた不法投棄が大変多いわけでございます。そういう意味では、広範な関係者との連携も重要なわけでございます。これまでの都道府県などの担当者との意見交換におきましても、ブロック単位での活動の重要性というものが指摘されておりまして、不法投棄の事例情報、さらにはウハウ提供についての環境省の事務所への期待も大きいもの

がございます。

環境省といたしましては、地方環境事務所がオーガナイザーとなりまして、ブロック連絡会議を行う、あるいは地域によっては、それが広い場

合にはサブブロックの会議を行う、そういうふうに考

えます。環境監視活動、環境パトロールや現場での即応体制の強化、こういう話であります。

○鈴木(淳)委員 ありがとうございます。

昨年の六月に環境省がみずからまとめられた不法投棄撲滅アクションプランというものがあります。行政における体制の整備として、当時の地

方環境対策調査官事務所の充実強化というものがうたわれおりました。環境監視活動、環境パトロールや現場での即応体制の強化、こういう話であります。

○鈴木(淳)委員 ありがとうございます。

昨年、六月に環境省がみずからまとめられた不法投棄撲滅アクションプランというものがあります。行政における体制の整備として、当時の地

りました。

排出事業者責任の原則にのつとつて、民間による処理体制の確保を基本としつつも、国の適切な財政支援等によって、都道府県等が行う公共関与による処理施設の整備の推進を図ることが必要である。あわせて、これらの諸課題への対応を含めて、今後、都道府県知事の意見を十分に聞いた上で、廃棄物処理法に基づく国の基本方針の見直しを行う等、産廃処理に係る国の総合的な責任をさらに明確化すべきである、こういう指摘があるわけあります。

そこで、お尋ねいたしました。公共団体が責任ある関与をしないと、処理施設の整備は立ち行かなくなると考えますけれども、処分場の確保等について環境省の基本姿勢はいかなものか。それからもう一点、産業廃棄物処理に係る国の総合的な責任をさらに明確化すべきという指摘について、環境省はどうのようにならえていこうとされているのかについてお尋ねをいたしました。

○能勢大臣政務官 近年、不法投棄の多発によりまして、民間業者が行う処理に対する住民の不信感が本当に強くなつておりますので、民間施設の受入れを確保することが極めて困難な状況となつております。公共関与によります処理施設の整備運営等を推進することが本当に必要であるという認識は、先生が御指摘のとおり、私どももそのように思つております。

このため環境省におきましては、都道府県等

の地方公共団体が関与した廃棄物処理センターによ

る廃棄物処理施設の整備に対しまして、財政上

の支援を行つてあるところであります。具体的に

は、平成十二年度以降、廃棄物処理センター等に

対する国庫補助の開始、それから、最終処分場に

ついては九施設、焼却施設については七施設の整備を行つてきたところであります。

今後とも引き続きまして、公共関与による施設整備を促進することによりまして、民間による処理体制と相まつて、産業廃棄物の安心で安全な受

け皿が確保できますように積極的に取り組んでもいる決意でございます。

第一点、そのような答弁をさせていただきまして、第二点目に、先生から、産業廃棄物の処理に係る国の総合的な責任云々のことあります。が、御案内のとおり、産業廃棄物処理に関します事務は、当然、今都道府県等が行うことが原則であります。が、悪質業者によります県域を越えた広域的な、大規模な不適正処理事案につきましては、大きな社会問題となつておるわけであります。そのことから、地方分権改革推進会議においても、むしろ国の責任を強化すべきとの意見が出されたということを私ども承知いたしております。

このことを受けまして、環境省では、平成十五

年の廃棄物処理法改正によりまして、緊急時の國

の報告徴収、立入検査権限を創設し、さらに、平

成十六年の同法の改正によりまして、緊急の必要

がある場合に都道府県知事の行う措置命令、代執

行に対する環境大臣の指示権限を創設するととも

に省令改正によりまして、本年の四月一日から

産業廃棄物の処理業者の優良性の判断に係る評価

制度を創設する、このようなことを講じながら、

何としても、この問題に積極的に真摯に取り組ん

でいきたいと、いうふうに思つております。

さらに、今回の、きょう提出をさせていただい

ております法案について、これを創設することに

よりまして、地方環境事務所を最大限活用するこ

とによって、国の責任を積極的に果たしていく決

意でございます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木(淳)委員 時間が参りましたのでこれで終

わりますけれども、ぜひ毅然とした態度で不法投

棄問題に対処をお願いしたいと同時に、適切な処

理に向けての国の方針性もぜひよろしくお願ひい

たします。

ありがとうございます。

○小沢委員長 次に、松本龍君。

○松本(龍)委員 おはようございます。

けさもスマトラ沖で大きな地震が発生したとい

う報道がありました。詳細はわかりませんけれど

も、もうこれ以上被害が甚大でないことを願うばかりであります。

この三月二十日に、私が住んでおります福岡で、

十時五十三分、震度六弱、そしてマグニチュード

七・〇の地震が発生をいたしました。各地で家屋

の倒壊、あるいは掛け崩れ、道路の寸断があつて

おりますし、また私の隣の町に住む女性がプロッ

ク壇の下敷きになつて亡くなられました。哀悼の

誠をささげたいというふうに思つております。今

なお五百四十二人の方が避難所で生活をされ、そ

のうち、玄界島の方々が三百七十一人おられます。

そういう意味では、復旧に向けて努力を重ねてい

きたいと思っております。

ちょうど十年前の一月十七日に阪神・淡路大震

災がございました。ちょうど大臣の地元というこ

とで、大変な御苦労もあつたと思ひますけれども、

私も国が財政的支援をしようという被災市街地復興

特別措置法という法律もつくりましたし、とかく

官僚は悪口を言われますけれども、あのときの役

所の方々は、本当に家族の皆さんに下着を届けさ

せるくらい役所に缶詰になつて、一ヵ月、二ヵ月、

復旧復興に頑張つたということがありました。

そういう意味では、災害廃棄物等々の問題で、

これから多くの課題があると思います。安全と安

心は私は政治の一番のかなめだと思っておりま

す。その意味で、環境大臣、これから福岡の震災、

まず新潟はもとより、福岡の震災にもお力をいた

ります。

○小池国務大臣 まずは、お地元ということで、

お見舞いを申し上げたいと存じます。

環境省といたしましては、まず、地震が起こり

まして、その直後でございますが、担当職員を現

地の方に派遣をいたしました。また、九州地区の

環境対策調査官事務所でござりますけれども、こ

ちらの方を通じまして、災害廃棄物の発生状況などについての情報収集を行わせていただいております。やはり災害が起こつたときに、まず最初は壊れているのがあちこち散らばっているんですけども、その後からどんどん状況が変わっていく

ケースもあるわけでございます。ということで、

情報収集を今現時点でさせていただいて、被害の

大きさい玄界島、そして福岡市内を中心として、こ

れから瓦礫の災害廃棄物が発生をするというこ

とでございます。

環境省といたしまして、市町村が災害のために

実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄

物の処理、これがキーワードかもしれませんけれ

ども、そちらに對しての補助を行つてます。それ

で、必要に応じまして、広域的な処理体制を整備

するための連絡調整などを行つてまいりたいと思

います。

災害の後の復興に対しまして、廃棄物をどう

やつて処理するかということは、その後の復旧復

興のスピード感にもかかわつてくると思つてお

ります。

災害の後の復興に対しまして、廃棄物をどう

やつて処理するかということは、その後の復旧復

興のスピード感にもかかわつてくると思つてお

ります。

環境省といたしまして、市町村が災害のため

に実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄

物の処理、これがキーワードかもしれませんけれ

ども、そちらに對しての補助を行つてます。それ

で、必要に応じまして、広域的な処理体制を整備

するための連絡調整などを行つてまいりたいと思

います。

災害の後の復興に対しまして、廃棄物をどう

やつて処理するかということは、その後の復旧復

興のスピード感にもかかわつてくると思つてお

ります。

災害の後の復興に対しまして、廃棄物をどう

やつて処理するかということは、その後の復旧復

興のスピード感にもかかわつてくると思つてお

ているのかという思いがあると思います。そして、環境庁、環境省以来のプロパーであります官房長でありますから、夢もあり、不満もあり、悩みもあるというふうに思います。そういう意味で、人間西尾哲茂の言葉で、官房長、三分間ほどスピーチをいただきたいと思ひますけれども、よろしくお願いします。

いうよりは、本当に幅広い主体の参加と協力がなければできないことでございます。求められていること、国際的取り組みに積極的に参加して、地球規模の環境政策というものは築いていかなきやいけません。地方公共団体、事業者、NGO、国民など、あらゆる人と連携していくべきやいけません。

めての努力ということを一生懸命やつていきた  
いと思う次第でござります。  
よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)  
○松本(龍)委員 思わず拍手が出来ましたけれど  
も、相変わらずかたいですけれども、少し本音も  
出たなというふうに思ひます。  
志を高くということで、各省庁横断的なことも

そのほか、現物でございますけれども、各種普及啓発用のパンフレットあるいはパネルというものを実際に使っていただくということで、都道府県のセンターが円滑に機能をいたしますような支援措置を行つております。

○松本(龍)委員　お話を伺いしたら、四十七都道府県の中で今三十三という話がありました。そ

（西尾政府参考人） 律質問しがちでござりますので、僭越ですが、思いを少し述べさせていただきます。  
これまでの環境行政は、振り返ってみまして、一九七一年に環境庁がスタートしてからは、公害対策行政、自然保護の行政にそれなりに懸命に取り組んできたつもりでございます。さらに、一九九〇年代になりますと、地球環境問題がクローズアップされました。一九九二年にはリオサミット

それから、やはり、一つは科学的見立てをします。不斷にそういうものを蓄積していく、あるいは環境と経済の統合に当たっても技術的基盤をきちんと築いていかなければなりません。求められることは非常に大きいものだと思っておりますし、それにたえていく行政推進能力というのも非常に高いものが求められます。

ありますけれども、志を高く、胸を張つて、上を向いて頑張つていただきたいというふうに私もエールを送りたいと思います。

ここ二年ほど、地球温暖化対策推進法に基づいて地球温暖化防止活動センターをつくられておりますけれども、今の状況と予算がどれくらいありますか、どうぞお聞かせください。

う意味では、分子は一定ですけれども、これから三十三から四十七というところにふえていけば、分母が今度ふえるわけですから、分母と分子の関係でいうと、各県のお金が少なくなるということも想定されると思います。そういう意味では、そういうジレンマがないように、しっかりと事業計画立てにしっかりした方針を立て、

トがございましたし、一九九二年には「日本のサミット」ができていく。その次の年に環境基本計画をつくりましたが、そこでは、循環、共生、参加、国際的取り組みといったような、これが基本のコンセプトだということが示されました。環境行政の地平、非常に広がった地平というものが示されたと

たた  
今 徒歩圏があつたよ  
和ともも  
それは懸命にはやつておりますけれども、質の面  
でも量の面でもなかなか追いついていないといふ  
現状にあると思つておりますて、これは本当に自  
戒を込めてそのように思つておるわけでございま  
して、今後とも一層志を高く持つて環境行政推進  
に努めなきゃいかぬ、こう思います。

なのがとどくことをお聞きしたいと思います。○小島政府参考人 都道府県の地球温暖化防止活動センター、これは都道府県知事が指定をするものでございまして、平成十七年三月三日、直近のデータでございますが、三十三の道府県において設置、指定をされております。

を立てられるような状況をこれからもつくり出していただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

それから、自然保護事務所に配属されている自然保護官、レンジャーですけれども、この間、いろいろな方々に話を聞きましたら、三十年前は七、八十名だったのが今三百三十四名、数だけいえば

いうふうに思っています。  
二〇〇〇年代に入りました、やはりこれからは概念だけではなくて実行の時代になってきたということではないかと思います。環境省が二〇〇一年にスタートいたしました。そこで環境省の使命が非常につきりしてきたと思うんですが、今までの前提であつた大量生産・大量消費・大量廃棄

ただ、若干心強く思つておりますのは、本当にたくさんの人が、いろいろな方が環境について関心を持って応援してくださるし、それから、環境省に入つてくる若い人も、学生時代に本当に環境問題を一生懸命勉強して意氣に燃えている、そういう人がたくさん入つてくるようになつております。

おりませんけれども、國の方から都道府県センターの活動を支援するということで措置をしております予算でございますが、都道府県センターが普及啓発、広報活動をする際に、一億円の予算を計上してこれを支援しております。

また、都道府県には地球温暖化防止活動推進員という方々がおられます。その研修を都道府県セ

三倍ということありますけれども、まだまだ私はこれで足りるのかなという懸念を持つております。

型の経済社会を見直すんだ、そこで、脱温暖化社会、循環型社会、一本柱の社会の構築、それによつて持続可能な社会が構築できる、こういうことではないかということでござります。

そのためには、今までの、ともすれば現象に対処することに奔走してきたということだけではなくて、環境保全全体と経済活動、国民生活がしつかり組み合わさって環境と経済の統合を目指していかなきやならない。しかし、これは言うべくしてやすいことではございませんで、本当に息の長く取り組みでございます。恐らく、環境省だけと

今回の地方支分部局、これも環境省設置のとき  
に、これからは企画立案能力も高めなきやいかぬ  
けれども、実行能力も高めなきやいかぬ、実行能  
力というのは、やはりこういう形で地方できちん  
と仕事をしていく組織が持てるのことだ。そういう  
ことでスタートラインにやっと立たせていただく  
ということでござりますので、それを充実してい  
かなきやいかぬというふうに思っています。  
まことに僭越なことをいろいろ申し上げました  
が、大臣のイニシアチブのもとで、先生方の御指  
導、国民各界各層の御協力をいただきながら、せ

センターが行うという仕事がございますが、これに三億円の予算を計上しております。また、地域の方々をモニターにして実際にいろいろな活動をしていただく、例えば家庭における省エネ行動でありますとか、そういう行動をしていただぐための企画事業につきまして五千万円の予算支援を行っております。

また、都道府県センターの職員自身がいろいろな知識も持ち、ノウハウも持たなきやいけないとということで、その研修に五千万円の予算を計上しているということでございます。

な、幅広に広がっていますよね。そして、例えば環境省だけでいっても、数年前から旧日本軍の毒ガスの問題を扱わなければならないということもあって、いろいろな分野は広がり仕事量はふえている。そういう地方環境事務所発足に当たつても一層の体制づくりが重要だと思います。さらに、先ほどの里地里山の話でありますけれども、農水省とどう連携をとるとか、いわゆる省庁横断的なこともありますので、その辺のところの思いを聞かせていただきたいと思います。

○小野寺政府参考人 委員御指摘のとおり、自然保護の分野、特に現地の分野では非常に多様になつてゐる。同時に、社会的な要求水準が高まつてゐると思います。これも御指摘のとおりですが、十七年度からは外来種の現場の防除計画策定その他といふのが事務所の担当に追加されるということがあります。

省庁横断的なものについては、現地の出先同士で組織をつくつて連絡をして連携してやるようにしておりますし、考えてみれば、二百三十四名になつたとしても、さらに職員の増加といふのは考えていかなきやいけないと思います。

加えて、職員の資質、いろいろな分野について、研修その他を通じた資質の向上の一方でやつていく必要があると思いますし、また、これは我々の組織のいいところだろうと思ひますが、現地と東京が非常に近い関係にあって、現場の感覚が政策に結びつくことがほかの組織に比べると割とあるんじやないかというふうに思つております。



の四分の一を充て、残り半分につきましては、外  
来生物という仕事が新しく加わりますので、そ  
ういう動物保護、外来生物対策という関係に充てよ  
うというふうに今考えているところでございま  
す。

○吉田(泉)委員 統合されるわけですから、その  
部分はある程度合理化できる、その部分も含めて  
今のような配置でスタートされるということだと  
思います。

三つ目の質問ですが、平成十五年六月に食糧事  
務所というものが廃止になりました。そのときに、  
旧食糧事務所には八千八百人の方がいました。大  
部分は廃止の時点で地方農政局に再配置されたと  
いうことであります。この八千八百人の人を十  
年以内に約三千名削減しようという計画が出され  
ました。定年退職等で二千五百人、そして他省庁  
振りかえで五百人という目標が示されました。既  
に、平成十三年度からその実行が始まりまして、  
十六年度までに百名余りが他省庁に振りかえられ  
た。

実は、そのうちの六五%に当たる人を環境省が  
受け入れたわけですが、一番大口の旧食糧事  
務所の職員の受け入れ先ということになつてお  
ります。これからもあと四百人の方が他省庁に振  
りかえられるわけですから、環境省にとつても一  
つの人員確保先ということになるんだろうと思  
います。

そこで、よその省庁から人を受け入れるとい  
うことの問題点について伺つておきたいと思いま  
す。受け入れた後で、その方の仕事のぐあいは一  
体どんなものか、何か新たに環境省の仕事の研修  
の必要性などほどの程度あるものか、その辺の状  
況をお伺いいたします。

○西尾政府参考人 旧食糧庁からは、平成十三年  
度から十六年度までに六十人の定員を地方環境対  
策調査官事務所に受け入れております。これらの  
方々につきましては、環境の仕事に携わるとい  
ことで非常に意欲を持つて取り組んでいただいて  
おりまして、私ども、廃棄物の不法投棄問題あ

るいは廃棄物の諸問題につきまして、現地に行つ  
て調査をしていただきとか情報をとつていただ  
く、あるいは地球温暖化につきまして、自治体と  
組んでいろいろなイベント、普及啓発などをやつ  
ていただくというようなことをだんだんと始めて  
きいていただいておりまして、そういう仕事が回り  
出していくのではないかと思つております。

ただ、こういう旧食糧庁の出身者を含めまして、  
関係の省庁からおいでいただいて環境の仕事に従  
事していただく方、この方々には、専門的な知識  
を習得するということで、分野ごとにそれぞれ研  
修をしたりステップアップをしていく、こういう  
ことは必要だと思つております。環境省の本省あ  
るいは環境調査研修所がございますが、そこで研  
修しております。近年、平成十五年度には延べ  
百八十七人、平成十六年度には延べ百三十九人が  
参加している、こういうようなことでござります。

地方環境事務所が発足する十七年度は、新しく  
旧食糧庁からも十四人の方を受け入れようと思つ  
ております。こういう方々も含め、それから、こ  
ういう方々だけではありませんで、私ども自身も、  
これから新しい行政に向けて研修して自己研  
究していくかなきやいけませんので、研修等により  
計画的な人材育成を図ることは極めて重要という  
ことで考えております。

そういう一般的な研修に加えまして、さらに、  
特に廃棄物のような非常に難しい問題がございま  
す。これは、都道府県市の廃棄物担当部局の新任  
職員に加え、私どもの地方環境事務所の担当職員  
といったものを対象にいたしまして、専門的研修  
を行つたようなことで、研修プログラムを充実いた  
しました。資質の向上を図つていただきたいというふ  
うに考えております。

○吉田(泉)委員 今のお話にもございましたけれ  
ども、今まであつた地方環境対策調査官事務所、  
十名だけで、八十七名はよそから来た人だと。特

に廃棄物の問題は非常に専門性が要求される仕事

だと思いますので、省庁間で融通ということも大

く、機能させていただきたいと思つております。

それから、産廃の不法投棄については、廃棄物

の広域的な移動を伴うことが多いです。青

森、岩手の不法投棄も、はるばる東京から運ばれ

てきたものも多かつたという例もございます。

ういっただことで、環境省が関係自治体として警察

と密接に連携、調整して対応するということがあ

ります。

先ほど大臣のお話にもありましたけれども、去  
年の六月に不法投棄撲滅のアクションプランとい  
うのができまして、五年以内に五千トンを超える  
大規模事案についてはゼロにしようという目標が  
決まりました。

今回、地方環境事務所が設置されます。先ほど  
のお話にあつたように、廃棄物の関係の人員も増  
強される。そして、事務所としては大規模事案に  
より積極的に取り組むんだ、そのための員員なん  
だということあります。

そこで、質問は、このアクションプラン、ゼロ

目標実現に向けて連携してやるわけではあります  
けれども、都道府県、それから市町村、そして国  
の地方事務所、一体どういう役割分担で仕事をし  
て、最終的にこのゼロ目標が達成されなかつたよ  
うなときは一体だれの責任なんだというあたり  
をお伺いしたいと思います。

○小池国務大臣 廃棄物につきましては、それぞ  
れ法律上分担が決まっていることについては、御  
承知のとおりでござります。まず一般廃棄物につ  
いては多くは市町村長、そして産廃に関しては都  
道府県知事とそれから保健所設置市長ということ  
に現在なつてはいるわけでござります。

国の役割とすれば、そういった市町村、都道府  
県に対しての助言、そしてまた広域的な見地から  
の調整、そして緊急時における立入検査、そし  
て措置命令に関します都道府県知事への指示など  
を行つておきます。國とすれば、やはり現場に距離的に遠いということもございま  
すけれども、今回置かせていただくこの地方環境  
事務所でござりますけれども、より現場に近くな  
ることでございまして、こうした事務の一

部を本省と連携しながら実施していくこと

で機能させていただきたいと思つております。

それから、産廃の不法投棄については、廃棄物

の広域的な移動を伴うことが多いです。青

森、岩手の不法投棄も、はるばる東京から運ばれ

てきたものも多かつたという例もございます。

ういっただことで、環境省が関係自治体として警察

と密接に連携、調整して対応するということがあ

ります。

先ほど同僚議員からも質問がございましたけれ  
ども、産業廃棄物の不法投棄についてまず伺いた

ります。

○肥田委員 次に、肥田美代子さん。

環境省設置法の一部改正案に関連いたしまして  
お尋ねいたしたいと思います。よろしくお願ひい  
たします。

先ほど同僚議員からも質問がございましたけれ  
ども、産業廃棄物の不法投棄についてまず伺いた

ります。

○肥田委員 民主党の肥田美代子でございます。

環境省設置法の一部改正案に関連いたしまして  
お尋ねいたしたいと思います。よろしくお願ひい  
たします。

先ほど同僚議員からも質問がございましたけれ  
ども、産業廃棄物の不法投棄についてまず伺いた

ります。

○肥田委員 民主党の肥田美代子でございます。

環境省設置法の一部改正案に関連いたしまして  
お尋ねいたしたいと思います。よろしくお願ひい  
たします。

先ほど同僚議員からも質問がございましたけれ  
ども、産業廃棄物の不法投棄についてまず伺いた

ります。

○肥田委員 次に、肥田美代子さん。

環境省設置法の一部改正案に関連いたしまして  
お尋ねいたしたいと思います。よろしくお願ひい  
たします。

いと思います。

平成十五年度当初の全国の産業廃棄物の不法投棄残存総量、約千九十六万トン、約二千件に上るという最高で最悪の数値を示しております。今回的地方環境事務所の設置によりまして不法投棄対策はどういうふうに変わらのか、お尋ねしたいと思います。

○小池国務大臣 先ほど来お答えをさせていただいておりますけれども、不法投棄というのは、未然に防止する、そして拡大の防止ということが何よりも重要でございまして、今数字の御披露がございましたけれども、その対応策いたしましては、何よりも、都道府県などによって早期に発見され、そして、廃棄物処理法に基づいて行政処分などを速やかに、そしてまた厳正に実施をするということが重要になつてくるわけでございます。

今回の地方環境事務所の設置でございますけれども、より現場に近い地方環境事務所が、不法投棄の情報をより直接的に収集をする、そして都道府県等との一層の連携を図つていくということです、これまで以上に監視体制が強化される、さらに不法投棄の未然防止、拡大防止に役立つ、このように考へておられるところでございます。

新しいフォーメーションでございますけれども、産廃の不法投棄の対策にも有効に機能するようにつきと動かしていきたい、このように考えております。

○肥田委員 今大臣のお話を聞いておりまして、確かに監視体制をきつちりしていかれるのは重要なと思いますけれども、どうも根本的な解決になつていらないんじゃないかという不安が残ります。それと申しますのも、不法投棄の原因、これを大別しますと、一つには、廃棄物処理施設の圧倒的な不足、そして二つ目には、処理業者がその能力を超えて処理を受け、処理できない廃棄物が不法投棄されているという、そういう構造になつていると思うわけでございます。

不法投棄をなくすためには、こうした根本的な原因を取り除くという産廃処理の構造改革も必要になつてくると思いますが、不法投棄の構造改革に向けた施策を伺つておきたいと思います。

○南川政府参考人 ちょっと細部にわたりますので、答えていただきます。

まず、不法投棄でございますけれども、現状からしますと、一番多いのが、自分の事業場で出した廃棄物を処理する自家処理でございます。次が、いわゆる白タクの、全くその許可を持っていない方による不法投棄でございます。その次が、実際に許可を持っている方でございますけれども、この多くは、最終的な処分の許可を持っていないけれども、例えば、収集運搬あるいは中間処理の許可を持っている方による不法投棄というものが多いわけでございます。

したがいまして、まず私どもとしましては、それが取り締まりやすくすることが大事だと思っておりまして、まずは、自家処理であっても、ことしの四月一日からでございますけれども、新しく規制を導入いたしまして、運搬する車については必ず両わきに運搬すること自身を掲示していただきくということで、チエックしやすくしようと思つております。

それから、二つ目の、いわゆる全く免許のない白タク営業につきましては、これは規制の対象ではございませんので、これにつきましては、できますれば一般の法改正によって厳しい罰則を科するようにして取り締まりたいと思つております。

それから、免許を持つておる方につきましても、必ず両わきにどういう免許を持つておるかがわかるような番号を張つていただきまして、そして、どこからどこまで何を運ぶのかということがわかるような書類を持つてやつていただくということです。

○肥田委員 今大臣のお話を聞いておりまして、確かに監視体制をきつちりしていかれるのは重要なと思いますけれども、どうも根本的な解決になつていらないんじゃないかという不安が残ります。それと申しますのも、不法投棄の原因、これを大別しますと、一つには、廃棄物処理施設の圧倒的な不足、そして二つ目には、処理業者がその能力を超えて処理を受け、処理できない廃棄物が不法投棄されているという、そういう構造になつていると思うわけですが、なぜございませんか。

○南川政府参考人 御指摘のとおり、平成十年度八千件ございました。これが現在、十六年度でこれまでのところ約百万件ということで、増加しております。ただし、全体の取引が約四千万件を超えておりますので、比率としては非常に小さくなっています。

理由は、非常に残念ながら簡単でございます。これは、排出事業者、収運業者、中間処理業者、最終処分業者、みんなが加入して初めてつながる建設リサイクル、自動車リサイクルなど法律上の手続も省力されて、分別することなしに最終処分場に運び込まれているのが現状でございます。

○南川政府参考人 環境省は、平成十三年に、災害時における廃棄物処理法第二条によれば、災害廃棄物は一般廃棄物扱いになりますけれども、災害廃棄物の中に特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物も混在しております。危険物もありますし、土壤汚染や水質汚濁の原因となるものもあります。分別処理をしないと、自然環境に与える影響が出てまいります。しかしながら、災害時には、命にかかるという非常事態のために、家電リサイクルや建設リサイクル、自動車リサイクルなど法律上の手続も省力されて、分別することなしに最終処分場に運び込まれているのが現状でございます。

○南川政府参考人 この通知では、廃家電製品は、製造業者に引き渡すか、廃棄物処理法に基づいて処理するよう指示しておりますが、新潟中越地震、それから昨年の集中豪雨や台風という災害時に、廃家電製品はリサイクル法や廃棄物処理法に基づいて適正に処理されたものとお考えでいらっしゃいますか。

○南川政府参考人 これは、リサイクルが必要なものにつきましては、できるだけリサイクルのルートに乗せていましたが、できるだけリサイクルをしていったところで、市町村がリサイクルをしていただいていることで、ますます受け皿の確保、それから、その業者の

でもらうようになりますこと、三つ目には、加入しやすくなるための料金体系の見直し、そういったことを進めたいと考えておりますが、平成二十年には二割以上できるようにしていきたいと思っております。

○肥田委員 平成二十年に二割以上ですね。すると、一〇〇%になるまで何年かかるかなという思いがいたしますが、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

○南川政府参考人 次に、災害廃棄物についてお尋ねしたいと思います。

○肥田委員 災害は忘れたころにやつてくるというのが今までの言葉でございますけれども、どうも、次から次へとやつてくる、そういう言葉に言いかえざるを得ない昨日でございます。

○南川政府参考人 災害は忘れたころにやつてくるというのが今までの言葉でございますけれども、どうも、次から次へとやつてくる、そういう言葉に言いかえざるを得ない昨日でございます。

○肥田委員 とてもうようになりますこと、三つ目には、加入しやすくなるための料金体系の見直し、そういったことを進めたいと考えておりますが、平成二十年には二割以上できるようにしていきたいと思っております。

それを一般則にしてほしいというふうにお願いをしております。

ただ、委員御指摘のとおり、あくまで原則でございまして、実際現地がそういう状況にない、急いで処理をしなければどうにもならないという場合には、そういうことも認めておるところで

今回でございます。新潟を中心て大変な災害がございましたが、私どもが見る範囲では、大変禍張つていただきまして、その場所を確保して、いわゆる燃やすもの、燃えないもの、それからリサイクルするものというふうに、大まかには三つに分けるような場所を一生懸命確保していただきました。

あるとか分別処理のために必要となります仮置き場、リサイクルなどを行う中間処理施設の確保などについて検討しておく必要があるうかと思います。こういったことで、震災廃棄物対策指針などによりまして、環境省として指導も統けてきたところです。

後ほども御質問あらうかと思いますけれども、例えば水害の場合と震災の場合と、どちらも不幸なんですねけれども、そこで出てくる廃棄物とかリサイクルというのと、やはりちょっと違いますね。水害の場合だつたら、例えばお布団とかそれから畳が全然使えなくなっちゃって、そちらの方があくまで大量に一遍に出てくるんですけれども、震災の場合には、意外とそういふことはまた使えたりも、その程度によりますけれども。

そういうことで、災害発生時は、言つてゞめ

ば非常に火事場みたいなところで、なつかつて処理をどうするのか、急がなくちや前の見通しが全然わからないといったことなどもござります。災害廢棄物、水害であろうが震災であろうが、そういうことに対しても、しっかりとリサイクル社会といたことを念頭に置きながらも進めてまいりたいと考えております。

○肥田委員 リサイクル社会の創造という観点から見ますと、災害廃棄物の中間処理をしないままに最終処分場に持ち込むということは、いつまでも許されることではないと。  
先ほど、頑張つていただいたという御答弁がございましたけれども、国は、災害が広域にわたり

個別自治体で対応できない状況にあることを考えますと、事前に、廃棄物の仮置き場の設置や確保など、災害に備えた積極的な対策をとるべきだと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○小池国務大臣 災害廃棄物についても、できるだけリサイクルそして減量化を進める必要は、これは当然あるかと思つております。

災害廃棄物をどうやって分別して、その中間処理、最終処分をするのかということについては、あらかじめ計画を定めていただいて、中継機能を

が、計画策定済みが二十九市町村ということで、

ちょっと手ぬるいんじゃないの御答弁を聞いて感じました。

○肥田委員 せつかく指針を出されたんですから、それからもう七年たっているわけですから、もう少しきちんとしたことを把握される必要があると思うんですよ。

岩手県の財団法人クリーンいわて事業団が指定された後、平成十四年まで、わずか十六の都道府県で指定されているにすぎません。十六年間で十六ヵ所です。

また、首脳層は専門家や研究者からも大根構えで、地震の発生が指摘されておりますが、東京、千葉埼玉には、まだ広域の廃棄物処理センターが設置されておりません。首都圏への働きかけが大事だと思うんですよ。

○小池國務大臣 まず後半の部分からお答えいたいです。今後の廃棄物処理やごみ問題の見方についてお尋ねしたいんですが、私は思つんですよ、この廃棄物処理センターを実は災害時の仮置き場所から中間処理施設、最終処理場として総合的な機能を持つ、そういうものにグレードアップして大規模災害に備えることが重要じゃないかと思うのですが、大臣、どうお考えになりますか。

しますと、まさにおっしゃる通り、この災害廃棄物の処理についても、市町村からの委託業務としてこの廃棄物処理センターが行う、基本的にはそうなっているわけでございますので、都道府県と市町村が一体となって、この廃棄物処理センターを一層活用していただきたい。例えば、新潟

県の廃棄物処理センターにおきましても、今回、災害廃棄物を受け入れておられまして、今後も受け入れる予定があると伺っております。

それから、たつた十六カ所ではないかという御指摘でございました。廃棄物処理施設というのには、

もう言うまでもなく、迷惑施設、NIMBY、必要だけれどもうちの裏庭にはだめよというこの典型的でございます。廃棄物処理センターに出資する都道府県などの財政状況もそれに加えまして厳しいということでございまして、なかなか簡単に

すぐはつはといくよな状況にはなっていないわけでございます。

そういった中で、平成十二年に、廃棄物処理法を改正いたしました。そこで、センターの業務として、市町村の委託を受けて行います一般廃棄物処理も追加するといったような形で制度を拡充して、センターが行う施設整備に対する財政的な支援も行わせていただいているということでござります。

なお、首者閣でございましょうけれども、芳川県として神奈川県で、センターによる施設整備が進められたところでございまして、それぞれ地域の実情に応じて施設整備が進められるもの、このように考えております。

バックヤードのところで、結局、なかなか地域で  
つきましては、やはりノット・イン・マイ・  
バックヤードのところです。

どこの場所にするかでまとまらないという、そういった御苦労も非常に多いということを重々承知をしているところでございます。

理センター事業もおくれていて。私は、どう考えても、環境省の提案が自治体からそでにされてい るんじゃないかと思ひます。

今、大臣がおつしやいましたように、それはいろいろな理由はありますよう、なかなか設置でき

ない理由はあります。ようけれども、やはり大規模災害はこれはもう私たちに予見できないところでございますから、あすあるということで私たちが

やつていかないと、とてもじゃないけれども皆さんの生活を守ることはできないと思っておりました。災害対策基本法で国庫補助の二分の一の支援す。

が行われておりますけれども、大切なことはやはり事前準備の推進だと思います。

ですから、具体的に、事前計画も含めて総合的な災害廃棄物処理に関する法的整備、そして、予算もつけて新しい枠組みをつくるということを私は大臣にやつていただきたいと思います。確かに、

総務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省といった省庁がかかわっております。

ですから、地球環境対策について市民が何か相談をしたい、そう思つたときに、一体どこに電話をかけていいのか、一しょに電話番号

土交通省ですということで、窓口が何かばらばらに張り分けられるんじゃなかと思っておりま

に振り分けるべきか、あるいは、なぜかと思つておりま  
す。この環境保全予算配分の実態を見る限り、環  
境行政の中核となる省庁はどこかなど実は思つわ

境の世紀と言われる二十一世紀において国際的な役割を果たすためにも、環境行政の一元化に向へ

て環境省は積極的に取り組む、その姿勢をぜひ示していただきたいと思います。先ほど官房長が志

を高く持つてとおっしゃいましたけれども、今まで大臣として、大声で、頑張っていただきた

いということを応援歌として申し上げ、最後の御答弁をお願いします。

○小池国務大臣 せひそうしたいと思いますので、委員各位の御支援のほどよろしくお願ひいたします。

○肥田委員 ありがとうございます。  
○小沢委員長 次に、山本喜代宏君。

○山本(喜)委員 社民党・市民連合の山本です。

三月二十二日に、患者の皆さん、六団体から連  
す。

名で五項目の要求が環境大臣の方に寄せられたと思います。連名の要求ということで大変重いもの

があると思います。これについて環境省としての受けとめ、あるいは対応についてお伺いいたしま

○小池国務大臣 水俣病関係六団体からの要求、特にその要求の中でも最優先とされたのは、医療費の自己負担分の全額支給であった、このように承知をいたしております。

して、今後の水俣病対策について、関係する県とともに精力的に調整を進めてまいっているところがございまして、できる限り早く最終案の取りまとめができるようにならうにいたしたい、このように考えております。

○山本(喜)委員 一部報道がございました。これについては、このとおり進んでいるということでお理解してよろしいんでしょうか。保健手帳も対象に全額負担というふうな報道がございましたが、これについて確認をお願いしたいと思います。

○滝澤政府参考人 環境省としての全体像を三月九日にまとめまして、関係者にいろいろと説明してきております。そうした中で、六団体の陳情、要望がございました。現時点での最優先の課題は、大臣が答弁申し上げましたように、医療費の自己負担額の全額支給を何とか実現してくれ、こういう話かと思います。

全体の対策、ワンパッケージといたしまして、現在関係県含めて調整をしているところでございまますので、もう少し時間をお時間をいただきたいと思います。

○山本(喜)委員 ゼひ患者団体の要求を受けとめて、解決に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。

その全面解決に向けては、要求の中にもありますけれども、被害実態の解明、全面的調査に踏み切るべきだというふうに私は思うわけでございます。特に今、多くの方々がもう一度認定に向けていろいろ立ち上がりっております。そうした意味で、これを放置すると、被害地域の再生とか、もやい直しということが水泡に帰す危険性もあるのではないかというふうに思いますが、この全面解決に向けた調査、これについてもぜひよろしくお願いしたいと思います。

○滝澤政府参考人 水俣病の関係の調査いたしましては、従前から環境調査、健康調査といったまして、公共用水域の常時監視でありますとか、あるいは地域住民の健康状態を把握するための健診事業などを実施してきておりまして、地域にお

けます健康上の不安の解消と健康増進を図る保健対策の充実をいろいろと図つてきております。

したがいまして、国といたしましては、目下、

新たな大規模な調査を必要とする状況にはないと

考えておりますが、御指摘の地域融和対策であり

ますとか、あるいは高齢化の進展の要素等を踏ま

えました各般の施策の充実ということにつきまし

て、引き続き関係県と調整していくかと考えて

おります。

○山本(書)委員 ゼひ、調整の上、前向きに取り

組んでいただきたいというふうに重ねてお願いを

いたします。

次に、環境省設置法の一部を改正する法律案、それに関する問題について質問をいたします。

この法案の改正要旨であります、廃棄物不法

投棄対策、地球温暖化対策、そして外来生物対策

などについて、地域に軸足を置いて、そして機動

的にきめ細かな施策を実施するというふうなこと

で改正がなされるということになります。

折しも地球温暖化の対策ということで、京都議定書が発効いたしました。日本はその議長国とい

うことと、この議定書の実行に向けて重要な務務

を持つていると思うのですが、そこで、各

自治体の温暖化対策についてお伺いをいたしま

す。

地球温暖化対策推進法の四条では「地方公共団

体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室

効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進す

る」というふうにあります。それから、二十条で

は「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成

計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応

じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合

的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう

に努めるものとする」というふうにあるわけですが

ざいます。

そこで、各自治体の対策というのがどのように

作成されて、あるいは国はどうのようにそれに対し

て関与してきたのか、お伺いをいたします。

○高野副大臣 地域推進計画につきましては、四

十七都道府県のうちの四十四都道府県において作成されておりまして、このうち四十一都道府県においては定量的目標が定められております。

今委員がおっしゃられましたように、地球温暖化対策推進法第二十条では、この策定を義務づけてはおりませんで、努力するということになつておられます。したがいまして、地方の自治権に基づいてこれは策定されておりまして、計画目標につきましては、各自治体がそれぞれの判断によりましては、対策の進行管理の目安として、地域の特性や地域において実行可能な施策の内容等を考慮しながら設定しているところであります。

環境省としましては、地域で施策をするためのガイドラインを策定しております。これは、地方の自主性を尊重することを前提に、地域推進計画策定のガイドラインを策定しております。計画策定の取り組みの実施を進めるように各自治体に対しても促しているところであります。

○山本(書)委員 これは二月十三日の朝日新聞の報道でございますが、九〇年に比べて温室効果ガスの排出量の総量が減少したのが三府県と政令指定都市七市だけになっているというふうな報道がございました。それから、四十七都道府県では四十四、そして、十三の政令指定都市のうち五の自治体では逆に増加をしているというふうな報道がございました。

十四、そして、十三の政令指定都市のうち五の自治体については、努力目標ということで自主性に任せていくということをございます。自治体では逆に増加をしているというふうな報道がございました。

自治体については、努力目標ということで自主

性に任せていくということをございます。

が、ただ、各自治体の目標なんかを見ますと、マ

スコミの報道ですから正確だかどうかはわかりま

せん、例えはある県では、すべて森林による吸収

にほとんど頼っているとか、あるいは国と同じ水準でいいんじゃないとか、あるいは二けたに乗

せた方が県民にわかりやすいとか、そういうよう

な形の各都道府県の目標というふうな状況になつておるようございます。

そうした意味で、自主性に任せることだと

けでなく、やはり何らかの対策といいますか、

これが、このような業務量の大幅な増大に的確に

削減に向けたガイドラインを具体化させていくと

いう施策が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○高野副大臣 各自治体がそれぞれの設定した目標に向けて努力をされているわけであります。

その地域における排出動向の分析、対策等についても、これも自治体の自主性に任せておりますが、具体的な対策について、政府、環境省としましては、いろいろな事業については補助を出してあります。例えば、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、こういうお金を使いまして、補助、委託事業を行つておりますし、エコハウスの整備とか、あるいは燃料電池自動車の普及等に関する補助等についても、これも行つて援助をしております。

○山本(書)委員 大臣、花粉症であります。環

境省としても杉花粉対策を進めなきやならない、

そういうふうに思つておりますが、

いろいろうちで補助を出しているということでございますが、やはり、自治体が掲げた対策の成

功事例といったものも示しながら、目標の達成に

向けて努力していくということが大事になつてい

るというふうに思つております。

次に、地方環境事務所の設置についてあります。

今回の中改訂によって、十一地区の自然保護事務所と九地区的環境対策調査官事務所が、七つのブロックの地方環境事務所に再編成されるとい

うことございます。人員増ということにはなつておりますが、この自然保護事務所で取り扱う業

務量、国立公園許可申請数は、資料によりますと

倍増しているというふうなことも言われておりま

す。この人員だけで果たして業務の停滞というこ

とが懸念されるおそれはないのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○小野寺政府参考人 御指摘のとおり、業務は複

雑多岐にわたっております。これまでも自然保護事務所職員の増員を図つてきているところであります

が、このようないくこと、業務量の大増大に的確に

対処していくことが課題であるという認識を持つ

ております。これまでも、本省と事務所の一体的な事務の執行、職員の研修、事務の効率化などによつて問題が生じないよう努めてきたところ

であります。

また、今回の組織再編につきましては、外来生物関係の職員を二十数名ほど増員するということにしておりります。今後とも、業務量の増大と高度化に対応するために職員の増員の努力を重ねてまいりたいと思っております。

また、十七年度からますが、国立公園の管理を中心とする職員の補佐としてアクティブ・レンジャーという補佐員の予算をとつてあるところ

であります。現場のパトロール、自然解説など、ボランティアその他と協力してやるために努力し

う仕組みを十七年度から六十名程度確保したいと

いうふうに思つております。

これらを通じて、問題が生じないように努力し

てまいりたいと思っております。

○山本(書)委員 環境行政は、大変国民の関心が

高いわけでございますので、ぜひ業務の遅滞ない

うに努力をお願いしたいというふうに思いま

す。

次に、栃木県馬頭町の産業廃棄物管理型最終処

分場の建設についてお尋ねをいたしますが、平成二年には不法投棄が判明して、翌年業者は逮捕されましたが、不法投棄物の撤去は進んでおりません。

次に、栃木県馬頭町の産業廃棄物管理型最終処

分場の建設についてお尋ねをいたしますが、平成二年には不法投棄が判明して、翌年業者は逮捕されましたが、不法投棄物の撤去は進んでおりません。

そうした中で、今この管理型最終処分場とい

うことで、地元住民は、不法投棄の被害に加えて最

終処分場まで押しつけられるということで、住民

の反対運動が非常に広がりを見せております。建

設予定地の有権者の七割の反対署名が出されて

いるというような経過もございますが、こうしたこ

とについて、環境省は御存じでありますか。

○南川政府参考人 はい。栃木県、現在、産業廃

棄物の最終処分場は一ヵ所もございません。そ

う中で、民間による処分場の建設も期待できな

いということで、県みずからが最終処分場の建設

に乗り出したということでございまして、現在、

その処分場建設のための基本計画のための最終的なまとめというものを行っておると聞いております。

これにつきましては、生活環境保全上の問題があるということで、地元住民による反対運動があると聞いておりまして、これまでも説明会が行われていますし、本日は新しい知事さんと地元住民の話し合いが行われるというふうに承知しております。

○山本(喜)委員 そこで、反対の住民団体の方が環境省に三回ほど陳情に来ているというふうに聞いております。

棄物を処理するための産業廃棄物処分場だということのような地域の人たちに対する説明といふことは、うでございまして、環境省とすれば、この地元の人たちの陳情に対し、「不法投棄物を適正処分するためだけに、公共闇与の処分場を作る」というやり方は成り立たない」というふうに環境省はきちんと述べておるということで、不法投棄された産廃を片づけるために県営の処分場を建てるというやり方はおかしいといふうに環境省は疑問を呈したというような反対派の方々のチラシもござりますが、この点についてはいかがなんでしょうか。

状回復等の対策をとる場合につきましては、まずはその業者に対し措置命令をかけるということであり、措置命令をかけて、そして具体的な対応がとられない場合に、産廃特措法等に基づく公的な原状回復を行うということが原則であるということは、一つ申し上げております。これまでのところ、県では廃棄物処理法上の措置命令はまだ行われていないというふうに承知をしております。

それから、こういう問題と、もう一つは処分場のものの問題でございます。

これにつきまして、私どもの方では、処分場

についていろいろ疑問を呈されましたけれども、環境省として補助金を出す場合、これについては、公共が処分場をつくるのは、民業圧迫を避けるという観点から、原則的に処分場自身が不足しているときです。それから、公的な補助金という意味では、その処分場の不足だということだけ申し上げておりますし、特に不法投棄の後始末について具体的なコメントはしていないというふうに承知しております。

ただ、いずれにしましても、こういう施設建設、大変な問題でございます。県にとっても大変でございますし、また住民にとっても大きな問題でございますので、私どもとしては、ぜひ適切な

助言を行つていきたいというふうに考えております。  
○山本(喜)委員 きょう、現地で知事さんが出向いてお話をされるということで私も聞いています。いずれアリバイのように行行政手続だけがどんどん進んでいるということでござります。地元住民との感情的な対立といたることもありますので、ぜひこうした問題を、ちゃんと話し合いが十分にいくように指導助言をお願いしたいというふうに思ひます。  
ですから、こういう問題、今回は環境事務所の長に事務の委任を行うということで、廃棄物処理

治に基づく不法投棄場への要急時の立入査定あるいは廃棄物の輸出・輸入に係る許可や確認ということでの、これは国としても関与していく、責任を強化するということでの今回の法改正などと思うんですよ。

ですから、不法投棄の問題が今非常に大きな問題になっているわけでございます。東京新聞の報道でも、二〇〇三年度、全国で発覚した不法投棄された産業廃棄物は七十五万トン、未処分のまま放置されているのは昨年三月末現在で千二百六十七万トン、いずれも過去最高。多くの大規模不法投棄に共通するのは、産廃行政を担当する都道府県や市が、不法投棄を見抜けず、被害の拡大を許している。周辺住民が指摘しても十分な調査をせ

○小沢委員長　以上で両案件に対する質疑は終局いたしました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

ふうに思います。

ふうなことでござります。

環境、産廃対策ということを徹底していただきたいというふうに思います。

が目立つておるというふうなことでござります。

ですから、今回の法改正を機に、ぜひ、環境、産廃対策ということを徹底していただきたいといふふうに思います。

○小沢委員長 これより両案件について討論に入るのであります。議論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、環境省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小沢委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関する承認を求めるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔小沢委員長 走り書き〕 本件は有議題で  
べきものと決しました。  
お詫びいたします。  
ただいま議決いたしました兩案件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔報告書は附録に掲載〕

提出、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたしました。小池環境大臣。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

が、しつかり花粉症対策に環境省として取り組んでいきたいと思っております。

まして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年、岐阜市における大規模不法投棄事案が発生し、また、我が国の企業が中国に輸出した廃プラスチックに再生利用できないものが混入していった事案を受け、我が国からの廃プラスチックが中国において輸入禁止となるなど、廃棄物をめぐる問題の解決は、なお喫緊の課題となつております。こうした課題に的確に対処するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の主な内容について御説明申しあげます。

化する不適正処理事案等に対し、より的確に対応できるようにするため、保健所を設置する市が行うこととする仕組みを改めることとしております。

第二に、産業廃棄物管理票制度の遵守を徹底するため、産業廃棄物の運搬または処分を受託した者に対し、産業廃棄物管理票またはその写しを保有する義務を課すこととするほか、違反行為に対する勧告に従わない者についての公表及び命令措置を導入することとしております。

第三に、廃棄物の無確認輸出を税関検査等で発見した場合に、その罪を准用し問うことによつて



者は、産業廃棄物の収集又は運搬」を加え、「収集若しくは運搬又は処分」を「処分を、それ集若しくは運搬又は処分」を「処分を、それ「それ」に改め、同条第十四項中「産業廃棄物収集運搬業者又は」を「産業廃棄物収集運搬業者」は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、「に」、「収集若しくは運搬又は処分を他人」を「処分を、それぞれ他人」に改め、同条第十五項中「一般廃棄物」を「一般廃棄物の」に、「産業廃棄物」を「産業廃棄物の」に改める。

「下に「及び第四項」を加え、「同項中「一般廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物の」に改め、「都道府県知事」との下に「同条第四項中「前条第五項第四号イからヘまで又は子からヌまで（同号子からヌまでに掲げる者にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号トに係るものと除く）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都

道府県知事」とを加える。  
第十四条の六中「準用する前条第一号」との下に「同項第三号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」とを加える。

から今まで、(前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ)と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」とを加える。

三 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

第十四条の四第十三項中「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」の下に「その他環境省令で定

第十四条の四第十三項中「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」の下に「その他環境省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を」を加え、「収集若しくは運搬又は処分を」を「処分を、それぞれ」に改め、同条第十四項中「特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は」を「特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を」に、「収集若しくは運搬又は処分を他人」を「処分を、それぞれ他人」に改め、同条第十六項中「一般廃棄物」を「一般廃棄物の」に、「含む。」を「含む。」に改める。

「下に「及び第四項」を加え、「同項中「一般廃棄物」を「同条第三項中「一般廃棄物の」に、「特別管理産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物の」に改め、「都道府県知事」との下に「同条第四項中「前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者）にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号トに係るもの）を除く。」又は第十四条第五項第一号ハからホまで（前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」とを加える。

第十四条の六中「準用する前条第一号」との下に「同項第三号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」とを加える。

第十五条の二の五第三項中「第五項まで」を「第六項まで」に改め、「中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」との下に「同条第六項中「第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者）にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号トに係るもの）を除く。」又は第十四条第五項第二号ハからホまで（第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ」と」を加える。

第十五条の三第一項に次の「号を加える。

三 不正の手段により第十五条第一項の許可を受けたとき。

第十五条の十一を次のように改める。

いて同じ。」を加え、「同項」を「第十二条の三第一項」に改め、同号二中「送付せず、若しくは」を「送付せず、又は」に改め、同号ホ中「第十二条の三第五項」の下に、「第八項又は第九項」を加え、「管理票の写し」を「管理票の写し」に改め、同号リを同号ヌとし、又はその写しに改め、「若しくは」を「又は」に改め、同号チ中「若しくは」を「又は」に改め、同号チを同号リとし、同号ト中「第十二条の五第一項」の下に「(第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号トを同号チとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して、送付又は報告をした者

第二十二条中「次に掲げる」を「災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行つたために要する」に改め、各号を削る。

第二十三条の三第一項中「同号ハ、ニ及びヘ」を「同号ハからホまで」に改める。

し、第八号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、第七号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 不正の手段により第九条第一項又は第十五条の二の五第一項の変更の許可を受けた者

十二 第十条第一項（第十五条の四の六第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

第二十五条第一項中第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 不正の手段により第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者

第二十五条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第一号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 不正の手段により第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の変更の許可を受けた者  
第二十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

三第一項」に改め、同号二中「送付せず、若しくは」を「送付せず、又は」に改め、同号ホに「第九項」を加え、「管理票の写し」を「管理票の写し」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チ中「若しくは」を「又は」に改め、同号トを同号リとし、同号ト中「第十二条の五第一項」の下に「(第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号トを同号チとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して、送付又は報告をした者

第二十二条中「次に掲げる」を「災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する」に改め、各号を削る。

第二十三条の三第一項中「同号ハ、ニ及びヘ」を「同号ハからホまで」に改める。

第二十四条を削り、第二十四条の二を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により政令で定める市の長がした処分(第二十四条の四に規定する第一号法令一定受託事務に係るものに限る)についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に對して再審査請求をすることができる。

第二十四条の四中「第七条の二第三項」の下に「及び第四項」を、「第十五条の二の三における」と「(前項)」を、「(前項)」と「(前項)」の間に挿入する。

を「同号ハからホまで」に改める。  
第二十四条を削り、第二十四条の二を第二十一条  
四条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(政令で定める市の長による事務の処理)  
**第二十四条の二** この法律の規定により都道府  
県知事の権限に属する事務の一部は、政令で  
定めるところにより、政令で定める市の長が  
行うこととすることができる。  
前項の規定により政令で定めらるる事務が

二 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（第七条第二項若しくは第七項、第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新を含む。）を受けた者を「前項第十二号、第十四号及び第十五号」に改める。

いて」の下に「読み替えて」を加え、準用する第九条第三項から第五項まで」を「読み替えて」準用する第九条第三項から第六項まで」に改め、「第十五条の四において」の下に「読み替えて」を加え、「保健所を設置する市又は特別区」を削る。

**第二十九条を削る。**





第一類第十一号

環境委員会議録第四号

平成十七年三月二十九日

平成十七年四月七日印刷

平成十七年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F